

小瀬川河川整備アドバイザー会議 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、小瀬川河川整備アドバイザー会議（以下、「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が作成した「小瀬川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、「整備計画」という。）に基づき実施している各種施策の進捗等に関して意見を述べるものとする。

- 2 整備計画の変更が行われる場合においては、河川法第16条の第2節3項の規定に基づき、意見を述べるものとする。
- 3 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員は別表で上げる委員で構成する。
- 3 委員の任期は、原則として委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会議の運営と進行を総括する。
- 3 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が事前に指名するものが、委員長の職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 会議は委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。
- 3 委員の代理出席は原則として認めない。
- 4 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 原則会議を公開するものとし、会議の公開方法については、会議で定めるものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局河川部並びに太田川河川事務所流域治水課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会議に諮って定める。

(附則)

この規約は令和2年2月19日から施行する。
一部改正、令和4年11月17日
一部改正、令和6年10月16日
一部改正、令和7年10月 1日

別表

小瀬川河川整備アドバイザー会議 委員名簿

氏名	所属	専門分野
内田 龍彦 (うちだ たつひこ)	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	河川
河合 幸一郎 (かわい こういちろう)	広島大学 名誉教授	環境 (水生生物 ・関係漁業)
木村 武臣 (きむら たけとみ)	大竹市文化財審議会 委員長	文化財
関 太郎 (せき たろう)	広島大学 名誉教授	環境 (植物)
瀧本 浩一 (たきもと こういち)	山口大学大学院 創成科学研究科 准教授	河川 (地域防災)
近森 秀高 (ちかもり ひでたか)	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	農業水利
藤野 完二 (ふじの かんじ)	元環境省登録 環境カウンセラー	環境 (学習)
森江 堯子 (もりえ たかこ)	NPO法人 国際環境支援ステーション 副理事長	環境 (水質)
山本 晋司 (やまもと しんじ)	中国経済連合会 常務理事	経済

9名

(敬称略 五十音順)